

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

6 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その7)	修繕	横手産業株式会社	1,728,000	2015年6月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
2	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その4)	修繕	株式会社マコト電気	1,825,000	2015年6月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その7）

### 2 契約の相手方

横手産業（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している水質計器（低レンジ濁度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該水質計器は、水道機工（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者以外の者が本修繕を行い、当該水質計器の使用において不具合が発生し浄水処理に支障をきたした場合、その原因が製造者の問題なのか本修繕によるものなのか原因特定が困難になるほか、その責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができなくなります。

なお、当該水質計器の整備修繕は水道機工（株）から横手産業（株）に移管されているため、本修繕ができる業者は横手産業（株）のみです。

よって、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その4）

### 2 契約の相手方

（株）マコト電気

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（UV計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該水質計器は、（株）堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者以外の者が本修繕を行い、当該水質計器の使用において不具合が発生し浄水処理に支障をきたした場合、その原因が製造者の問題なのか本修繕によるものなのか原因特定が困難になるほか、その責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができなくなります。

なお、当該水質計器の整備修繕は（株）堀場製作所から（株）マコト電気に移管されているため、本修繕ができる業者は（株）マコト電気のみです。

よって、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）